

情報取扱責任者 各位

株式会社 名古屋証券取引所
自主規制グループ長 鈴木 武久

会社法の施行等に伴う適時開示実務上の変更点等について

拝 啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時適切な開示につきまして格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご案内のとおり、会社に関する法制の現代化を内容とする会社法（平成17年法律第86号）が本年5月1日から施行され、また、貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等が適用されます。

これらを受けて、当取引所では、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則を一部改正するほか（新旧対照表については、名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）「規則関連情報 規則改正 会社法制定に伴う上場制度等の整備に伴う業務規程等の一部改正等について」を参照）、上場会社における会社情報の適時開示及び当取引所への書類提出に関する実務上の取扱いの見直しを行いますので、その内容をご案内申し上げます。上場会社の皆様におかれましては、本通知の内容を十分にご理解いただき、引き続き適時適切な会社情報の開示等に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、本件に関するお問合せにつきましては、別添のそれぞれの末尾に記載の問合せ先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

○ 送付資料一覧

	資料名	実施時期（概要）
別添1	会社法の施行等に伴う適時開示項目の見直し及び開示上の留意点について	・平成18年5月1日
別添2	会社法の施行等に伴う「決算短信」、「中間決算短信」及び「四半期財務・業績の概況」の様式・記載要領の見直しについて	・決算短信：平成18年5月1日以降に終了する事業年度に係る決算発表から適用 ・中間決算短信：平成18年5月1日以降に終了する中間会計期間に係る中間決算発表から適用 ・四半期財務・業績の概況：原則として、平成18年5月1日以降に終了する四半期会計期間に係る開示から適用（新様式による決算発表又は中間決算発表までの間は、従前の様式によることも可）
別添3	会社法施行後における書類提出等について	・平成18年5月1日

実施時期の詳細については、各別添資料を御覧ください。